



根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■春日部市視聴覚センター条例

第7条 教育委員会は、前条第1項の規定により許可を受けたもの（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (2) その他管理上特に必要があるとき。

2 教育委員会は、利用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。